

TPP 反対にはあらゆる視点からの批判の声が必要

—TPP交渉参加は憲法違反—

益永八尋

1. 総意なき TPP 交渉参加では守るべきものも守れない

現在 TPP（環太平洋パートナーシップ）交渉が行われている。この交渉では「守秘義務」があるとの理由で交渉内容が公表されていません。そもそも条約を締結するための交渉内容が国民大多数（ほんの一握りの政府要人や官僚が知っているだけ）に公表されないこと自体が大問題である。条約とは、大多数の国民の声を代表する国と国が結ぶ契約書（協定書）である。今回の TPP 交渉は「守秘義務」があるもとでの交渉になっている。このため、「交渉内容が公表できない」という政府の説明は、それだけを採用すれば納得できる、止むを得ないと考えている国民も少なからずいる。この政府説明に問題があるのではなく、交渉する段階から「守秘義務」が課されている TPP 参加交渉を行うこと自体が問題である。個人と個人の契約（条約）において、交渉内容を他人に知らせることを禁止する「守秘義務」はあっても、問題ないと考えられる。しかし、TPP は国民多数の生活に直結するものであり、個人と個人の契約ではない。政府は、「守秘義務」があることを知りながらも、交渉参加に入った。このことは、安倍内閣の明確な反民主的な性格・本質を表したものである。この反民主的な性格・本質は TPP 問題だけでなく他の分野での問題（外交・防衛問題をはじめとする諸問題）においても現れている。TPP に関して安倍総理は言葉では「国益を守ることができるかどうかを中心に置きながら……」（2012年12月26日）と言っているが、その言葉の真意をつかむ必要がある。国益を守る＝（大多数の）国民の利益を守るという考えであるが、その考え方で大多数の国民が利益（幸福を含む）を得た現実より、利益を失った現実と歴史がある。

TPP 交渉参加への政府の公式表明は参考資料に示される「日本の TPP 交渉への正式参加について」（平成 25 年 7 月 25 日 TPP 政府対策本部長 甘利 明）があるが、この文書において「守るべきは守り、攻めるべきものは攻め」という言葉を 2 回使っているが、何を守り、攻めるかが全く明らかにされていない。最大の武器は国民の総意である。これが無ければ、国内では通じても交渉相手国には説得力がなく、負けるのは目に見えている。政府の公式見解は言葉だけが勇ましいだけで、武器にもならない。大多数の国民が納得していない TPP 交渉参加では守るべきものも守れないと言わざるを得ない。

2. 守秘義務のある TPP 交渉参加は憲法違反

憲法条項から TPP 問題を考えた場合、関係する条文としては、前文、①基本的人権、②生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利、③表現の自由 が該当すると思われる。そして、第 97 条においては基本的人権獲得の歴史が簡潔に表現されており、第 98 条では憲法の尊重と擁護する義務を規定している。関係する憲法条項の条文を下記に示す。ただし、下記文書は日本語による憲法の原文のままであるので、現在の表現とは少し異なっていることをご理解ねがいます。

TPP 問題に関する日本国憲法の条文

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

(以下省略)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

二、 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

これらの条文から考えた場合、TPP はどこに問題があるかを以下のように考えた。

第 1 の問題は、大多数の国民が幸福追求の道を閉ざされることにつながる恐れが極めて高いと考えられる。すなわち、「守秘義務」の壁により、交渉内容が不明であるため、たとえ TPP の内容に賛成である人も含めて、大多数の国民は「幸福追求」の方法・手段を“TPP 交渉が妥結しその内容がすべて公開されるまで”（協定発効後 4 年間秘匿される）考えることすらできないのである。まさに、この点でも TPP 交渉参加は憲法第 13 条への重大な違反といえるのではないか。今回の TPP 交渉参加決定と交渉は“情報公開という社会の正しい流れ”に逆行する時代錯誤した考えに基づいた決定であり、重大な誤り

が実例として残る。この誤りを正さなければ、“守秘義務”があるものは公開する必要がないという論理展開に道を開く可能性が高いと言えるのではと危惧される。これは、将来の大多数の国民にとっても重大な国政運営の誤りである。

第2の問題は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の結果得られた基本的人権の歴史に反する行為を行っていることである。国民の知る権利を奪ってまで推進している TPP 交渉参加は重大な憲法違反であると考えられる。第97条違反に該当する

第3の問題は、TPP 交渉を進めている安倍内閣は、第1、2の問題で憲法違反と考えられるため、第99条にも違反することにつながる。すなわち「憲法を尊重し擁護する義務」違反である。

3.TPP 批判はあらゆる視点から

TPP 交渉は、交渉妥結に向けて加速されてきている。このため、TPP 反対の多数世論をつくることも加速させる必要がある。そのためには、「守秘義務」の壁にある中でも、英知を集め、あらゆる視点から批判することが大切である。そうすれば、賛成の立場に立つ人も、判断ができない人でも TPP 反対に転ずることができる。現在 TPP に賛成の人であってもそのほとんどは「守秘義務」の壁があるため、内容をよく理解した上での「賛成」ではないことである。

参考文献 (<http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/2566/1/al-no55p223-233.pdf>)

『情報公開精度と「知る権利」－判例の検討をとして－』小野善康

以下は TPP 関連の公開資料 (WEB) である

参考資料

●外務省公表の TPP 交渉の結果について

外務省では HP を通じて TPP 交渉の結果報告をおこなっているが、その内容については TPP 交渉の結果報告になっていない。外務省公表の TPP 関連の報告は下記 URL でみることが可能で、その内容は、大多数の国民が知りたいもの、すなわち「幸福追求」の方法・手段を考える資料内容とはかけ離れたものである。

「自動車貿易及び非関税措置に関する米国との並行交渉の開催 (平成 25 年 8 月 9 日)」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000518.html)

●交渉参加国は早期妥結へ意欲

<http://www.j-cast.com/2013/08/01180637.html?p=all>

しかし、交渉の先行きは決して楽ではない。鶴岡首席交渉官は「日本の立場を知らない人は1人もいない」と述べ、「重要5品目」の死守を狙う日本の方針は既に全交渉参加国に知れ渡っていると指摘した。だが、「聖域確保」に理解が得られているわけではない。逆に、議長国であるマレーシアのジャヤシリ首席交渉官が記者会見で繰り返し述べたように、「『包括的自由化』を定めた2011年のホノルル宣言に戻るべきだ」との主張が根強いのが実態だ。

一方、今回の交渉会合で、9月に予定されていた次回会合が8月に前倒しで開催されることが決まるなど、交渉参加国は早期妥結への意欲を強めている。交渉参加国は従来から「年内の妥結」を目指す

2013年8月24日

主張しており、交渉の加速を図るため、次回会合の冒頭には閣僚会合を開く検討も進められている。こうした中、「聖域確保」を目指すあまり、日本が交渉の進展を遅らせる挙に出る（と疑われる）ようなことは許されないのが実情だ。

短期間でいかに各国の出方を見極め、交渉のカードをうまく切ることができるか。慎重、かつ的確な交渉力がこの先数カ月、求められることになる

●日本の TPP 交渉参加に関するマランティス米通商代表代行発行バイナー米下院議長宛書簡
(仮訳) 平成 25 年 4 月 25 日 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/sanka_2013_0425_j.pdf

日本の TPP 交渉参加に関するマランティス米通商代表代行発バイナー米下院議長宛書簡
(仮訳)

平成 25 年 4 月 25 日
外務省

2013年4月24日
米下院議長
ジョン・ベイナー閣下
ワシントンDC, 20515

議長殿

●日本の TPP 交渉への正式参加について

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/7/130725_tpp_daijindanwa.pdf

日本の TPP 交渉への正式参加について

7月15日から25日まで、マレーシアのコタキナバルにおいて、第18回 TPP 交渉会合が開催され、我が国は23日午後から正式に交渉に参加した。

中略

2013年8月24日

次回（第19回）交渉会合は、8月22日から30日まで、ブルネイで開催予定である。

今後も我が国としては、強い交渉力を持って、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていくことによって、我が国の国益を最大限に実現するよう全力を挙げて交渉にあたる。

平成25年7月25日

TPP政府対策本部長 甘利 明

●TPP 政府対策本部

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo.html#seishikisanka>

●外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/>